

# 防府市公共工事予定価格積算内訳公表実施要綱

平成13年4月1日制定

## 第1条 目的

防府市が実施する公共事業の積算の透明性の一層の向上を図る観点から、予定価格公表対象工事について、積算内訳の事後公表を実施するものとする。

## 第2条 公表の対象

公表の対象は、防府市が発注する建設工事（防府市建設工事等請負業者選定事務要（昭和53年4月1日）第1条の建設工事を言う。以下同じ。）とする。ただし、次の場合を除く。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号。）第167条の2第1項第1号から5号・7号の規定及び防府市財務規則（平成8年3月19日規則第6号。以下「財務規則」という。）第103条第1号の規定により随意契約によることとした場合。
- (2) 防府市建設工事の入札に係る積算疑義申立て手続きに関する取扱（試行）要領第2条に規定する積算疑義申立て手続きの対象となる場合。

## 第3条 公表の内容

予定価格（財務規則第97条に規定する書面に記載された価格から、消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）の作成に用いた積算価格について、事後公表する積算内訳の資料に明示する内容は次のとおりとする。

- (1) 表紙には、工事名、工事場所、工事概要を記載する。
- (2) 内訳書には、工事の種類により次の項目を記載する。
  - ① 土木工事及びこれに類する工事
    - (a) 「種別」「工種」に相当する積算構成項目について、それぞれの名称、単位、数量（一式）、金額を記載する。
    - (b) 「細別」「規格」に相当する積算構成項目について、それぞれの名称、単位、数量、規格を記載する。
  - ② 農業農村整備工事、森林整備工事及びこれに類する工事

「種別」「工種」に相当する積算構成項目について、それぞれの名称、単位、数量（一式）、金額を記載する。

③ 建築営繕工事及びこれに類する工事

「科目」「中科目」に相当する積算構成項目について、それぞれの名称、単位、数量（一式）、金額を記載する。

(3) 金額の記載は工事価格までとし、消費税等相当額及び工事費計は記載しないものとする。

第4条 公表の時期

契約の締結後なるべく早い時期に、原則として「防府市建設工事等競争入札執行事務要綱第12条（入札の経過及び結果等の公開）第2項」に基づく予定価格の公表と同時に公表するものとする。

第5条 公表の場所

入札検査室において公表する。

第6条 公表方法

「防府市建設工事等競争入札執行事務要綱第12条（入札の経過及び結果等の公開）」に基づき公表する書面と合わせて、閲覧方式により公表するものとする。

第7条 公表の期間

公表する内容を記した資料は、競争に付した場合は入札を執行した日の属する年度及び翌年度において、随意契約によることとした場合は契約を締結した日の属する年度及び翌年度において閲覧に供するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日以降入札を執行した工事について実施するものとする。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月4日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものから適用する。